

証券コード 7364
2023年3月16日

株 主 各 位

沖縄県中頭郡中城村字南上原1112番地 1
琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
代 表 取 締 役 社 長 大 海 龍 祈

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

当社は、3月31日（金曜日）第5期定時株主総会を下記により開催しますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第5期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ryukyuasteeda.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社）または証券コード（7364）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続く場合はご来場をお控えいただき、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会におきましては、議事を円滑かつ効率的に行うとともに、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細等の簡素化を検討し、開催時間の短縮を図る予定です。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月30日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年3月31日（金曜日）
午後3時30分（受付開始 午後3時00分）
2. 場 所 （会場名）ホテル コレクティブ 2階 大宴会場
（住 所）沖縄県那覇市松尾2丁目5番地7号
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会
会場案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意
ください。）

3. 目的事項
報告事項

第5期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算
書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎郵送による議決権行使の際は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、2023年3月30日（木曜日）午後6時の行使期限までに到着する
ようご返送ください。
- ◎各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお
取扱いたします。
- ◎会場には、株主様のみご入場できます。同伴者様はご入場できませんのでご了
承ください。
- ◎入場は先着順とさせていただきます、満席となった場合は入場をお断りすること
がございします。あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- ◎当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をお確かめのうえ、マスクの着
用等の感染防止策にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
発熱等体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合、当社ウェブ
サイト（<https://ryukyuasteeda.jp/ir/>）及び東証ウェブサイト
（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲
載いたします。
- ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、当社ウェブサイト
（<https://ryukyuasteeda.jp/ir/>）に掲載いたします。当社ウェブサイトより
適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産の配布はございません。

事業報告

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

1. 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての動きが加速する中で、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原材料価格の高騰や、急速な円安が助長する物価高が続くなど依然として不透明な状況であります。そのような中、屋外でのマスク着用や会食における人数制限の緩和など、飲食業界における経済活動は徐々に回復傾向にあります。

当社が事業展開を行うスポーツ業界におきましては、Tリーグ2021-2022シーズン（3月終了）の試合の開催において人数制限はあったものの、予定どおり全試合が開催されました。琉球アスティーダのTリーグ2021-2022シーズンの成績は3位、Tリーグ2021-2022シーズンより参戦した九州アスティーダの成績は3位でした。9月にTリーグ2022-2023シーズンが開幕し、試合の開催においては感染対策を行ったうえで予定どおり試合が行われており、琉球アスティーダの12月末時点の成績は1位、九州アスティーダの成績は6位となっております。

一方、飲食事業におきましては、1月から2月に既存店の売上が大きく落ち込み、回復の兆しが見られませんでした。また、2021年5月に開業しましたお土産店「アスティーダショップ（国際通り）」も観光客の減少により売上が落ち込み、2月～4月下旬までの期間、休業をいたしました。この状況に対応するため、「バルコラボTAKKYUバル」奥武山公園店、「バルコラボ肉バル」那覇松山店、「29on」国際通り店、「アスティーダショップ」の4店舗の撤退を行いました。

以上の結果、当社の業績におきましては、当事業年度の売上高は435,214千円(前期比97.9%)、営業損失は183,874千円(前期は営業損失171,658千円)、経常損失は185,228千円(前期は経常損失115,420千円)、当期純損失は261,695千円(前期は当期純損失117,074千円)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業においては、スポンサー数が増加し、トークンの発行やアスティーダフェスの開催により、新たな収益源を作ることができましたが、当事業年度期首より適用した「収益認識に関する会計基準」の影響で売上高は減少しました。

以上の結果、売上高は204,988千円(前期比79.2%)、セグメント利益は27,630千円(前期比756.0%)となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、上記のとおり直営店が4店舗、フランチャイズ店が2店舗減少し、店舗数は直営店が6店舗、フランチャイズ店が3店舗となりました。屋外でのマスク着用や会食における人数制限の緩和など、飲食業界における経済活動は徐々に回復傾向にある中、売上高は230,225千円(前期比123.9%)、セグメント損失は59,192千円(前期はセグメント損失50,807千円)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。また、一部飲食店舗の撤退等により減損損失、店舗閉鎖損失等を計上しております。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、以下のとおり金融機関から資金の借り入れ、第三者割当増資による資金の調達を行いました。

・金融機関からの借入れによる資金調達

借入先	株式会社 沖縄海邦銀行	株式会社 沖縄銀行	株式会社 沖縄銀行
借入金額	10,000千円	50,000千円	30,000千円
借入実行日	2022年6月30日	2022年9月2日	2022年8月31日
借入期間	2022年6月30日から 2032年6月20日まで	2022年9月2日から 2029年8月10日まで	2022年8月31日から 2023年8月25日まで
借入利率	年3.300%	年1.850%	年2.350%
担保等の有無	無担保	沖縄県信用保証協会 による保証付き	無担保
財務制限条項	なし	なし	なし

・株式の発行による資金調達

区 分	発行株式数	1株当たり 発行価額	調達金額	払込期日
第三者割当増資	127,200株	900円	114,480千円	2022年 12月16日

- ④ 重要な企業再編等の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第2期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第3期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第4期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第5期(当事業年度) 2022年1月1日から 2022年12月31日まで
売上高(千円)	261,219	398,339	444,535	435,214
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	4,691	8,343	△115,420	△185,228
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	6,529	5,796	△117,074	△261,695
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)(円)	5.06	4.17	△82.30	△174.69
総資産(千円)	124,297	291,901	455,578	310,644
純資産(千円)	50,837	79,349	61,275	△120,172
1株当たり純資産(円)	37.56	56.94	41.05	△74.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な 事業内容
九州アスティーダ株式会社	11,000千円	97.67%	プロ卓球チームの運営
アスティーダマーケティング株式会社	3,000千円	60%	マーケティング事業
AMG株式会社	7,000千円	100%	アスリートマネジメント事業

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 人材の確保及び育成

当社におきましては、卓球事業でのスポンサー獲得のための営業活動、ファンの満足度向上のためのイベント企画、Tリーグの興行運営だけではなく、飲食店舗の運営のための人材の確保とその育成が重要な課題となります。新卒採用・中途採用のみならず、アルバイトの社員登用などを積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図りながら、社員・アルバイトの教育・育成に取り組んでまいります。

② 店舗の展開

当社が展開する飲食事業は、マーケットの縮小傾向が続いており、お客様ニーズの多様化など厳しい事業環境にあります。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、店舗営業ができない不測の事態が発生するのみならず、今後お客様の飲食スタイルが大きく変化することも見込まれます。したがって、店内飲食だけではなく、テイクアウト・デリバリーなど多様な利用ニーズにも対応することが重要であると考えております。

また、安定的な収益基盤を構築していくためには、既存店舗における充実したサービスの提供と新規店舗の展開が重要な課題であると考えております。

③ 事業資金の確保について

これまで自己資金により資金調達を行ってきましたが、新型コロナウイルスの影響により当面の事業資金を確保するために、金融機関からの借入金による調達及び、第三者割当による新株式発行による調達を行いました。今後につきましては、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社は、「沖縄から世界へ」を合言葉に、スポーツの力で社会貢献をしていくことを目指しています。私たちの活動と、世界で活躍する選手たちに刺激を受けた沖縄の子どもたちが、スポーツに興味を持ち、卓球を含む様々なスポーツを楽しむことで、優秀な選手を育成・輩出する場所を作っていきます。その先で、琉球アスティーダが日本だけでなく世界に知られるビッグクラブとなることを目標に掲げています。そのことにより、沖縄の魅力がより広く世界に知られ、地域創生に繋がる活動を継続していきます。

セグメント区分	主 要 業 務
スポーツ関連事業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、Tリーグ配分金・運営受託収入等）、その他
飲食事業	バル形態を中心とした飲食店の運営、イベントへの参加、フランチャイズ本部

(6) 主要な営業所（2022年12月31日現在）

部 門	名 称	所 在 地
本 社	本社	沖縄県中頭郡中城村字南上原1112-1 オーシャンビュー松山Ⅱ B1F
事務所	那覇事務所	沖縄県那覇市安里381-1 ZORKS沖縄
飲 食 店 舗	「コラボキッチン」 イオンモール沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村字ライカム 1
	「バルコラボ肉バル」 沖国大前店	沖縄県宜野湾市宜野湾3-1-23 城間店舗 1 階
	「いちやりばコラボ」北谷店	沖縄県中頭郡北谷町美浜3-3-3 1 F
	「MEAT & PIZZAバルコラボ」 那覇天久店	沖縄県那覇市天久2-2-5 ファミリー天久 1 F
	「バルコラボ」那覇新都心店	沖縄県那覇市おもろまち4-6-17 おもろパークテラス 2F
	「バルコラボ」県庁前店	沖縄県那覇市泉崎1-11-2 ダイワロイネットホテル沖縄県庁前 1 F
卓 球	琉球アスティーダ アカデミー卓球場	沖縄県中頭郡中城村字南上原823-4

(7) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22（44）名	1名減（14名減）	33.5歳	1.5年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	2
飲食事業	16
全社（共通）	4
合計	22

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社 沖縄銀行	85,593
沖縄振興開発金融公庫	73,542
株式会社 商工組合中央金庫	40,000
株式会社 鹿児島銀行	24,996
株式会社 琉球銀行	22,058
株式会社 沖縄海邦銀行	9,576
合計	255,765

2. 株式の状況（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4, 500, 000株

(2) 発行済株式の総数 1, 619, 700株

(注) 2022年12月16日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は127, 200株増加しております。

(3) 株主数 199名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	株式総数に対する所有 株式数の割合（％）
早川 周作	863,900株	53.33
佐野 健一	85,600株	5.28
MTGV投資事業有限責任組合	60,000株	3.70
岡田 晃男	45,000株	2.77
株式会社Local Power	30,000株	1.85
荒生 智啓	27,000株	1.66
内藤 忍	27,000株	1.66
五十部 紀英	27,000株	1.66
砂田 和也	27,000株	1.66
西川 慶	27,000株	1.66
サイブリッジグループ株式会社	27,000株	1.66

(注) 自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権の状況（2022年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新株予約権		第 3 回 新株予約権	
発 行 決 議 日		2019年 3 月29日		2020年 1 月30日	
新 株 予 約 権 の 数		2,000個 (注) 1		18,000個	
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 60,000株 (新株予約権 1 個につき30株) (注) 1		普通株式 18,000株 (新株予約権 1 個につき 1 株)	
新株予約権の払込金額		無償		新株予約権 1 個当たり 8 円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 334円 (1 株当たり11円) (注) 1		新株予約権 1 個当たり 492円 (1 株当たり492円)	
行使することができる期間		2021年 4 月27日から 2029年 3 月28日まで		2020年 1 月31日から 2030年 1 月30日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2		(注) 2	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 (注) 1	400個	新株予約権の数	17,000個
		目的となる株式数 (注) 1	400株	目的となる株式数	17,000株
		保有者数	2 名	保有者数	2 名
社外取締役	社外取締役	新株予約権の数 (注) 1	300個	新株予約権の数	0 個
		目的となる株式数 (注) 1	300株	目的となる株式数	0 株
		保有者数	2 名	保有者数	0 名
監査役	監査役	新株予約権の数 (注) 1	100個	新株予約権の数	1,000個
		目的となる株式数 (注) 1	100株	目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1 名	保有者数	1 名

(注) 1. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式 1 株につき30株の株式分割をしておりますが、上記「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、及び「役員の保有状況」は、当該株式分割前の「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、及び「役員の保有状況」を記載しております。なお、当該株式分割により、新株予約権①の「新株予約権の数」は60,000個、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」は新株予約権 1 個当たり334円（1 株当たり334円）、「役員の保有状況」は取締役12,000個12,000株、社外取締役9,000個9,000株、監査役3,000個3,000株にそれぞれ調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	早 川 周 作	九州アスティーダ株式会社 取締役 アスティーダマーケティング株式会社 取締役 AMG株式会社 取締役
取締役管理部長	平 田 史 隆	九州アスティーダ株式会社 取締役 アスティーダマーケティング株式会社 取締役 AMG株式会社 代表取締役
取 締 役	大 海 龍 祈	
取 締 役	照 屋 成 次	
取 締 役	山 本 吉 大	株式会社洗陽ホールディングス 代表取締役 一般財団法人大吉財団 理事長 公益社団法人 OMOIYARI プロジェクト 理事 公益社団法人関西ニュービジネス協議会 理事
取 締 役	東 俊 介	株式会社MAGNET 取締役 株式会社アーシャルデザイン Innovation事業部 事業責任者
取 締 役	上 原 仁	株式会社マイネット 代表取締役社長 株式会社マイネットゲームス 取締役 株式会社マイネット琉球 代表取締役社長 株式会社mynet.ai 代表取締役社長 株式会社マイネット・ストラテジックパートナーズ 代表取締役社長 株式会社ネクストマーケティング 代表取締役社長 株式会社PARADE 代表取締役社長 株式会社滋賀レイクスターズ 代表取締役会長 琉球フットボールクラブ株式会社 社外監査役
取 締 役	福 原 愛	株式会社J Plus 代表取締役
常 勤 監 査 役	幸 家 秀 男	
監 査 役	五十部紀英	弁護士法人アドバンス 代表社員 株式会社レントラックス 社外取締役 株式会社GTM 社外取締役 株式会社Answer 代表取締役 アジアM&Aコンサルティング株式会社 代表取締役 行政書士法人ADVANCE ASC 代表社員

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役	山 下 翔 一	株式会社ベライチ 取締役会長 クラファン株式会社 社外取締役 ごちつぶ株式会社 取締役会長 株式会社サガブリンティング 取締役 一般社団法人おうえんフェス 理事 会長 一般財団法人カブジチコンソーシアム 代表理事

- (注) 1. 取締役 東俊介氏、上原仁氏、福原愛氏は社外取締役であります。
2. 監査役 五十部紀英氏、山下翔一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 五十部紀英氏は弁護士の資格を有しております。また、経営者、社外取締役として経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 山下翔一氏は、創業者として経営及び財務における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 当社は、取締役 東俊介氏、取締役 上原仁氏、取締役 福原愛氏、監査役 五十部紀英氏、監査役 山下翔一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2022年12月7日開催の臨時株主総会終結の時をもって、高橋浩平氏は取締役を、杉山康之氏は監査役を辞任いたしました。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏名	新役職	旧役職	異動年月日
早川 周作	代表取締役会長	代表取締役社長	2023年1月17日
大海 龍祈	代表取締役社長	取締役	2023年1月17日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	36,400 (12,090)	36,400 (12,090)	—	—	7名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,840 (1,800)	6,840 (1,800)	—	—	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	43,240 (13,890)	43,240 (13,890)	—	—	10名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名（うち社外監査役1名）です。
4. 取締役会は、代表取締役 早川周作に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	主 な 活 動 状 況
取 締 役	東 俊 介	100% (18回／18回)	社外取締役就任して以降、元ハンドボール日本代表としてスポーツ業界に関する豊富な知見を活かし、スポーツビジネスのあり方などについての提言を行うなど、企業価値の向上に寄与されています。
取 締 役	上 原 仁	100% (18回／18回)	社外取締役就任して以降、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の財務や経営全般へ助言など、取締役としての役割、責務を十分に発揮しております。 また、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言があり、当社のコーポレート・ガバナンス強化にも寄与されています。
取 締 役	福 原 愛	50% (9回／18回)	社外取締役就任して以降、日本だけでなくアジアの卓球業界に関する豊富な経験と知識に基づき、国内及びアジア地域における卓球・スポーツビジネスの展開について事業活動に携わるなど、当社の事業展開に寄与されています。
監 査 役	五十部 紀 英	94.4% (17回／18回)	社外監査役に就任して以降、経営全般における議案・審議等に関して法律面から適宜発言を行い、社内整備に携わるなど、弁護士としての高い専門的見地から、取締役会と業務執行の監督に十分な役割・責務を果たしております。
監 査 役	山 下 翔 一	100% (18回／18回)	社外監査役に就任以降、企業等の創業に関わってきた経営者としての経験と知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に、十分な役割・責務を果たすなど、企業価値の向上に寄与されています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人ハイビスカス

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	5,700
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	—

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査とその他の監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当該事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当該事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、これに定められた基本方針、行動基準を、役員・従業員全員が遵守するよう徹底することとする。
- ロ. 「倫理・コンプライアンス規程」は共有フォルダに掲示するほか研修・勉強会等を通じて役員・従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
- ハ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
- ニ. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- ホ. 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
- ヘ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「内部通報規程」に基づき、その運用を行うこととする。
- ト. 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理の基本方針として、当社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- ロ. 不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
- ハ. 管理部によりリスク情報の収集と分析を行ない、取締役会において対策の検討等を効率的に行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社の事業計画、年度予算を決定する。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「予算管理規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、取締役会に要請するものとする。
- ロ. 業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を監査役に報告することとする。

- ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることとする。
 - ハ. 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わないものとする。
 - ニ. 取締役は、「内部通報規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顚末についても必要に応じて監査役に報告することとする。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査役が会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
 - ロ. 監査役は、監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
 - ロ. 当社は、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。当事業年度の実績は、定例取締役会の12回を含めて計18回開催され、重要事項は全て付議されております。また、当社は社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行ない、経営の公正性及び透明性を確保しております。

② 監査役会

当社は監査役会を設置しており、3名で構成されております。監査役は監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べています。

③ 内部監査の状況

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した監査室に担当者1名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役会と情報交換を随時行ない、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。また、監査役会と内部監査担当者は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しており、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行なっております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の最大化・株主合同の利益の確保に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

貸 借 対 照 表

2022年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	280,963	【流動負債】	227,504
現 金 及 び 預 金	173,891	買 掛 金	38,853
売掛金及び契約資産	62,684	短 期 借 入 金	30,000
商 品	1,333	1年内返済予定の長期借入金	27,452
原 材 料	2,360	未 払 金	44,163
前 払 費 用	37,825	未 払 法 人 税 等	2,006
そ の 他	3,723	契 約 負 債	78,305
貸 倒 引 当 金	△855	未 払 費 用	4,544
		そ の 他	2,178
【投資その他の資産】	29,681	【固定負債】	203,313
投 資 有 価 証 券	15,000	社 債	5,000
関 係 会 社 株 式	3,330	長 期 借 入 金	198,313
出 資 金	10		
長 期 未 収 入 金	4,282	負 債 合 計	430,817
長 期 前 払 費 用	2,475	純 資 産 の 部	
そ の 他	8,866	【株主資本】	△120,572
貸 倒 引 当 金	△4,282	資 本 金	175,490
資 産 合 計	310,644	資 本 剰 余 金	137,990
		資 本 準 備 金	137,990
		利 益 剰 余 金	△434,052
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△434,052
		繰 越 利 益 剰 余 金	△434,052
		【新株予約権】	400
		純 資 産 合 計	△120,172
		負 債 純 資 産 合 計	310,644

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
ス ポ ー ツ 売 上	204,988	
飲 食 売 上	230,225	435,214
売 上 原 価		234,949
売 上 総 利 益		200,264
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		384,139
営 業 損 失		△183,874
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	101	
受 取 賃 貸 料	1,365	
そ の 他	2,756	4,222
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,659	
社 債 利 息	145	
株 式 交 付 費 償 却	1,603	
そ の 他	1,167	5,575
経 常 損 失		△185,228
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,919	4,919
特 別 損 失		
減 損 損 失	23,299	
店 舗 閉 鎖 損 失	25,423	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	24,529	73,252
税 引 前 当 期 純 損 失		△253,561
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,793
法 人 税 等 調 整 額		5,340
当 期 純 損 失		△261,695

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年1月1日
至 2022年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資 本 金 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	118,250	80,750	80,750	△138,124	△138,124	60,875
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△34,232	△34,232	△34,232
会計方針の変更を 反映した当期首残高	118,250	80,750	80,750	△172,357	△172,357	26,642
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	57,240	57,240	57,240			114,480
当 期 純 損 失				△261,695	△261,695	△261,695
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	57,240	57,240	57,240	△261,695	△261,695	△147,215
当 期 末 残 高	175,490	137,990	137,990	△434,052	△434,052	△120,572

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	400	61,275
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△34,232
会計方針の変更を 反映した当期首残高		26,642
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		114,480
当 期 純 損 失		△261,695
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		
当期変動額合計	－	△147,215
当 期 末 残 高	400	△120,172

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、前事業年度に営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、また、当事業年度においても、営業損失183,874千円、経常損失185,228千円、当期純損失261,695千円を計上した結果、当事業年度末において120,172千円の債務超過になりました。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、当事業年度より飲食事業における不採算店舗の撤退や、販売費及び一般管理費の削減を図っておりますが、翌期以降においても、不採算事業に対するより一層の合理化を図り、新規スポンサーの獲得等利益改善に向けて経営資源を集中するとともに、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるようコストコントロールを実施してまいります。

また、資本の増強を図るために、第三者割当増資の実施を検討してまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。

しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

①商品

総平均法

②原材料

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備のうち2016年4月1日以降に取得したものについては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15年
----	-----

機械及び装置	8年
--------	----

工具、器具及び備品	2～8年
-----------	------

(2) 無形固定資産

のれん 投資効果の発現する期間を見積り（5年）、均等償却しております。

商標権 5年で均等償却しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法を採用しております。

償却年数	3年
------	----

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒

懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては、顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては、顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部のスポンサー、フランチャイズ加盟金に係る売上について、従来は一時で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、売掛金及び契約資産が9,842千円増加、契約負債が9,697千円増加しております。また、当事業年度の損益計算書は、売上高は88,402千円減少、売上原価は500千円減少、販売費及び一般管理費は84,950千円減少し、営業損失、経常損失及び当期純損失は2,951千円増加しております。当事業年度の株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は34,232千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、（金融商品に関する注記）において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（会計上の見積りに関する注記）

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 23,299千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産グループに減損の兆候が認められた場合に、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。

その結果、減損損失を認識すべきと判断された場合、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額とし、帳簿価額との差額を減損損失に計上します。

回収可能価額の見積りは経営者による最善の見積りにより行っていますが、回収可能価額の見積り額の見直しが必要な事象が生じた場合、当該見直しを行う事業年度及び翌事業年度以降の計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失の金額に影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金 52,842千円

契約資産 9,842千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,945千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

(1) 短期金銭債権 7,492千円

(2) 短期金銭債務 2,640千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,272千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,619,700株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 83,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については、短期的な預金等の他、銀行等金融機関からの借入による資金の調達をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。
社債及び長期借入金は主に運転資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社は、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（貸借対照表価額13,330千円）は「投資有価証券」には含めておりません。また、短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 満期保有目的債券	5,000	4,914	△85
資産計	5,000	4,914	△85
(1) 社債	5,000	4,985	△14
(2) 長期借入金（注）	225,765	212,576	△13,188
負債計	230,765	217,562	△13,202

（注）長期借入金は、1年以内に返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- (2) 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 満期保有目的債券	—	4,914	—	4,914
資産計	—	4,914	—	4,914
(1) 社債	—	4,985	—	4,985
(2) 長期借入金	—	212,576	—	212,576
負債計	—	217,562	—	217,562

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

満期保有目的債券

償還金額及び利息の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

未払事業税	600
貸倒引当金	1,537
研究開発費	2,917
店舗閉鎖損失	7,606
減損損失	7,723
関係会社評価損	7,339
棚卸資産評価損	42
税務上の繰越欠損金	104,357
繰延税金資産小計	132,124
評価性引当額	△132,124
繰延税金資産合計	—

(関連者当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	早川 周作	被所有 直接 53.33	当社 代表取締役	当社不動産 賃貸借契約の 債務被保証	29,433	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の事業所物件の賃借料について債務被保証を受けております。取引金額については債務被保証を受けている物件について、当事業年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計
売上高			
一時点で移転される財サービス	70,446	227,400	297,847
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	134,541	2,825	137,366
顧客との契約から生じる収益	204,988	230,225	435,214
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	204,988	230,225	435,214

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための重要な情報

(1) 契約資産および契約負債等の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	98,071
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	52,842
契約資産（期首残高）（注）1	-
契約資産（期末残高）（注）1	9,842
契約負債（期首残高）（注）2	44,529
契約負債（期末残高）（注）2	78,305

(注) 1. 契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間に契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。なお貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

2. 契約負債は主に顧客からの前受金に関するもので、当事業年度より契約負債として、独立表示しております。なお契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は44,529千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△74.44円
1株当たり当期純損失	△174.69円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	堀	俊 介
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	北 村	ルミ子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、当事業年度においても営業損失183,874千円、経常損失185,228千円、当期純損失261,695千円を計上しており、当事業年度末において貸借対照表上120,172千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人ハイビスカス」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 幸家 秀男 ㊟

社 外 監 査 役 五十部 紀英 ㊟

社 外 監 査 役 山下 翔一 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会及び取締役会の運営に係る変更について

株主総会及び取締役会の運営について、経営体制に応じて柔軟な対応を可能とするため、現行定款第14条に定める株主総会の招集権者及び議長に関する規定及び、現行定款第23条に定める取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更を行うものであります。

(2) 取締役の員数変更について

当社は、今後の事業創出・事業展開への的確な対応、及びコーポレートガバナンス体制の強化を可能とするため、現行定款第19条に定める取締役の員数につきまして、取締役の員数を「8名以内」から「12名以内」に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役 <u>社長</u> が招集する。取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役 <u>社長</u> が議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役 <u>会長</u> が招集する。取締役 <u>会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役 <u>会長</u> が議長となる。取締役 <u>会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当会社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 第20条～第22条（条文省略） (取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>が招集し、議長となる。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当会社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 第20条～第22条（現行どおり） (取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>が招集し、議長となる。取締役<u>会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第2号議案 取締役2名選任の件

新たに取締役2名を選任することをお願いするものであります。

新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	たのぐち こうた 田野口 浩太 (1981年3月7日生)	2006年12月 みずず監査法人入所 2007年7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年7月 公認会計士登録 2021年10月 AOSデータ株式会社入社 2022年2月 琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社入社 経理財務本部長CFO（現任） 取締役候補者とした理由 田野口浩太氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。それらの知見を活かして、取締役CFOとして経理財務の面から、当社グループの中長期的な企業価値向上に貢献していただける人材であると判断したため、取締役候補者として選任することといたしました。	普通株式 0株

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
2	かわ な こう き 川名 廣季 (1980年10月4日)	1999年6月 株式会社ピーアアップ入社 2006年6月 取締役就任 2008年6月 常務取締役就任 2014年6月 取締役副社長就任 2017年7月 株式会社JoB-up 代表取締役就任（現任）	普通株式 0株
		取締役候補者とした理由	
		川名廣季氏は、ベンチャー企業において新規事業開発に携わるなど、経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。それらの知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に貢献していただける人材であると判断したため、社外取締役候補者として選任することといたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、川名廣季氏が原案どおり選任された場合、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令が定める限度額の範囲内で締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 五十部紀英氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役1名を選任することをお願いするものであります。新たに選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
なか むら なお き 中 村 直 樹 (1974年4月22日生)	2002年11月 中央青山監査法人入所 2007年1月 あずさ監査法人入所 2007年3月 公認会計士登録 2012年8月 RSM清和監査法人入所（現任）	普通株式 3,400株
	監査役候補者とした理由	
	中村直樹氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。それらの知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性、ガバナンス強化に努めていただける人材であると判断したため、社外監査役候補者として選任することといたしました。	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、中村直樹氏が原案どおり選任された場合、会社法第 427 条第 1 項に規定する責任限定契約を法令が定める限度額の範囲内で締結する予定であります。

第 4 号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人ハイビスカスは、2023年 3 月31日開催予定の当社第 5 期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。

監査法人ハイビスカスは、2022年 6 月 3 日に公認会計士・監査審査会より金融庁長官に対し、同監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告が出され、2023年 1 月27日に金融庁の行政処分が行われたこと、ならびに、今後の当社の経営環境を踏まえた会計監査が必要であること等に鑑み、当社の監査の相当性を確保する観点から、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査法人FRIQを会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した監査法人としての専門性、独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、会計監査人としての適格性を備えていると判断いたしました。

なお、退任する会計監査人からは、監査業務の引継ぎについて協力を得ることができ旨の確約をいただいております。

また、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

2023年 2 月現在

名 称	監査法人FRIQ
主たる事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町2-7-15 AD神田駅東口ビル2階
沿革	2021年 1 月 設立 2023年 1 月 日本公認会計士協会より、上場会社 監査事務所として登録
概要	構成人員 代表社員（公認会計士） 1 名 社員（公認会計士） 10名 社員 1 名 職員（公認会計士） 32名 （その他職員） 13名

(注)監査法人FRIQが選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

●株主総会会場ご案内図

ホテル コレクティブ
2階 大宴会場
沖縄県那覇市松尾2丁目5番地7号
電話 (098)860-8366



【交通機関】

○バスのご利用

- ・那覇バスターミナル下車 徒歩約15分
- ・松尾バス停下車 徒歩0分

○ゆいレールのご利用

- ・ 県庁前駅下車 徒歩約10分
- ・ 美栄橋駅下車 徒歩約10分
- ・ 牧志駅下車 徒歩約12分